

労働政策審議会雇用均等分科会の公開について（案）

1 現行の取り扱い

議事録（委員の発言は「委員」と表示）及び資料を公開とする。

2 今後の取り扱い

会議、議事録（委員の発言は「会長」（会長代理が司会の場合は「会長代理」）、「公益委員」、「労側委員」、「使側委員」と表示）及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、分科会の議決をもって、会議又は議事録を非公開とすることができることとする。

【「特段の事情がある場合」とされる具体例】

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な不利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

傍聴される皆様への留意事項（案）

会議の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守してください。
これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. 携帯電話、ポケットベル等は、電源を必ず切って傍聴してください。
3. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
4. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
5. 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
6. 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
7. 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
8. 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
9. はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
10. 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
11. 審議の妨げとなる言動があった場合には、退室をお願いする場合がございます。
12. その他、部会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

※ 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがありますので予め御了承ください。